

支払秘書加盟店規約

第1条（目的）

本規約は、ウェルネット株式会社（以下「当社」といいます。）所定のアプリ「支払秘書」上で利用可能な当社が発行する電子マネーによる対象商品の代金決済取引に関し、当社と加盟店との法律関係について定めるものです。加盟店は、本規約に同意した上で、電子マネーによる対象商品の代金の決済を利用するものとします。

第2条（定義）

1. 「電子マネー」とは、別途当社が定める WELLNET キャッシュ利用規約の「WELLNET キャッシュ」、WELLNET マネー利用規約の「WELLNET マネー」または各利用規約所定の「WELLNET ポイント」をいいます。
2. 「アカウント」とは、別途当社が定める WELLNET キャッシュ利用規約の「WELLNET キャッシュアカウント」または WELLNET マネー利用規約の「WELLNET マネーアカウント」をいいます。
3. 「加盟店」とは、販売または提供する対象商品の代金について、電子マネーによる決済を可能にすることを当社に申し込み、当社がこれを承認した者をいいます。
4. 「利用者」とは、別途当社が定める WELLNET キャッシュ利用規約または WELLNET マネー利用規約に従って、電子マネーもしくはアカウントを利用する者をいいます。
5. 「本件取引」とは、加盟店が利用者に対象商品を販売または提供する場合において、当該対象商品の代金を電子マネーにより決済する取引をいいます。
6. 「対象商品」とは、加盟店の届出により、当社が電子マネーによる決済を可能とすることを承認した商品またはサービスをいいます。
7. 「本サービス」とは、本件取引を可能とする当社のサービスをいいます。
8. 「加盟店サイト等」とは、加盟店の届出により、加盟店が、当社が電子マネーによる対象商品の代金の決済を可能とすることを承認したウェブサイトまたは店舗をいいます。
9. 「間接加盟店」とは、加盟店の届出により、対象商品の代金について、加盟店を通じて電子マネーによる決済を可能にすることを当社が承認した事業者をいいます。

第3条（届出事項）

1. 加盟店は、加盟店登録にあたり、本サービスを利用して決済を行う対象商品の概要その他当社所定の事項を、当社所定の方法により届け出て、当社の承諾を得るものとします。
2. 加盟店は、第1項に基づき届け出た事項に変更が生じた場合は、当社に対して、直ちに変更後の情報を届け出るものとします。
3. 第1項に基づき加盟店が届け出た事項に誤りがあったこと、第2項に基づく届出を怠っ

たことに起因して加盟店に損害が生じたとしても、当社は、何らの責任も負わないものとします。

第4条（本件取引）

1. 利用者が、加盟店との間の本件取引を行う場合は、当社所定の方法で電子マネーによる支払を選択するものとし、当該本件取引に係る対象商品の代金が、当該利用者がアカウントにおいて保有する電子マネーの範囲内であるときは、当社は、当該利用者のアカウントから当該対象商品の代金相当額の電子マネーを減算します。当該減算がなされた時点で、利用者は、加盟店に対する、対象商品の代金債務を免れるものとみなされます。
2. 前項の対象商品の代金および次条の委託手数料の支払方法等については、加盟店と当社との間で別途定めるものとします。
3. 当社は、利用者と加盟店との間の本件取引またはその原因取引について、不成立、無効、債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、加盟店に対し前項の差引金の返還等を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとします。

第5条（委託手数料）

加盟店は、当社に対し、本サービスの利用対価として、別途定める委託手数料を支払うものとします。

第6条（加盟店標識）

1. 加盟店は、加盟店サイト等が存在する場合において、当社が別途指定する標識およびサービスマークを掲示することができるものとします。
2. 加盟店は、本サービスが終了した場合または当社から指示があった場合には、前項の標識およびサービスマークの掲示を直ちに撤去するものとします。

第7条（不正取引に対する対応）

1. 当社は、警察等の公的機関又は本サービスと接続している金融機関等から、本件取引につき、不正又は不正の疑いがある旨の連絡を受けたときは、これを速やかに加盟店に通知するものとします。加盟店は当該通知を受けた場合、直ちに本件取引に係る対象商品の発送又は提供の停止に努めるものとします。加盟店が不正又は不正の疑いがある取引を検知したときもまた同様とします。
2. 当社及び加盟店は不正又は不正と疑われる取引を検知した場合、事後の対応及び同様の不正に対する今後の対策について互いに誠実に協議し、不正取引の防止に努めるものとします。

第8条（遵守事項）

1. 加盟店は、次の各号の事項を遵守するものとします。
 - (1) 加盟店は、従業員その他の加盟店の業務を行う者に対して、本規約を遵守させること。
また、当社および加盟店の間に別途代金収納事務の委託に関する契約（以下、「代金収納代行事務委託契約」といいます。）が存する場合、加盟店は、従業員その他の加盟店の業務を行う者に対して、代金収納代行事務委託契約も遵守させること
 - (2) 加盟店は、本サービスの利用に際して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売または提供を行う場合、監督官庁から交付を受けた許認可証または届出書等の写しを当社に提出するものとし、かかる許認可または届出が取消しまたは無効となった場合には、当該対象商品に係る本サービスの利用を停止すること
 - (3) 加盟店は、行政機関等から指摘または指導等を受けた場合、自らの費用と責任をもって対処すること
 - (4) 加盟店は、対象商品の提供にあたって、特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制に違反しないこと
 - (5) 加盟店は、対象商品の提供にあたって、利用者に提示した販売条件や商品説明等に基づく瑕疵のない対象商品の提供を行うこと
 - (6) 加盟店は、利用者からの対象商品に関する問い合わせまたは苦情等に対応する窓口を設置のうえ、自己の責任において利用者からの問い合わせまたは苦情等に対応すること
 - (7) 加盟店は、利用者に対して、加盟店が当社の業務を行っていることと誤認させ、または当社の代理人であると誤認されるおそれがある表示もしくは誤認を与える表示をしないこと
 - (8) 加盟店は、当社がウェブサイトに掲載する等の方法により、支払秘書および電子マネーを利用できる加盟店を周知するために、加盟店の名称および加盟店サイト等を公表できることにつき、予め承諾すること
 - (9) 加盟店は、利用者に対象商品の販売または提供を行ったことを証するデータ（以下、「販売データ」といいます。）を販売または提供した日より 7 年間保存し、当社から請求があった場合、速やかにその販売データを提供すること
2. 加盟店は、前項の規定に違反した場合、直ちに当社に対し、その旨を報告するものとします。
3. 当社は、加盟店が第 1 項に違反するまたはそのおそれがあると判断した場合、加盟店に対し、是正を要請することができるものとし、加盟店は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

第 9 条（禁止事項）

1. 加盟店は、以下に掲げる行為（対象商品の販売または提供を含みますが、これに限られません。）を行ってはならないものとします。
 - (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為
 - (2) わいせつな行為を目的とする行為または青少年の健全な育成を害する行為
 - (3) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - (4) 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
 - (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条に定める犯罪による収益の移転を目的とする行為その他マネーロンダリングに関与する行為
 - (6) 当社のサーバーやネットワーク等のシステムに支障を与える行為その他の手段を利用して当社のシステムを不正に操作する行為、当社のシステムの不具合を意図的に利用する行為、当社に対し不当に問い合わせまたは要求をする行為、その他当社による事業の運営または他の利用者による利用を妨害し、これらに支障を与える行為
 - (7) 通常人に嫌悪感をおぼえさせる行為
 - (8) 生命または身体に危険をおよぼすおそれのある行為
 - (9) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為
 - (10) その他、当社が不適当と判断した行為
2. 加盟店は、前項の規定に違反した場合、直ちに当社に対し、その旨を報告するものとします。
3. 当社は、加盟店が第1項の規定に違反するまたはそのおそれがあると判断した場合、加盟店に対し、是正を要請することができるものとし、加盟店は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

第10条（機密情報の取扱い）

1. 加盟店は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の技術上、営業上、その他一切の情報（個人情報を含みます。以下「機密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、加盟店は、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に対して機密情報を開示せず、漏えい、滅失もしくは毀損（以下「漏えい等」といいます。）しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報（個人情報は除きます。）は機密情報から除外されるものとします。
 - (1) 加盟店の取得以前に既に公知であるもの
 - (2) 加盟店の取得後に加盟店の責めによらず公知となったもの
 - (3) 加盟店が取得以前から既に所有していたものでその事実が立証できるもの
 - (4) 加盟店が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの

3. 加盟店は、機密情報を本規約の履行の目的のみに利用するものとし、本規約の履行の目的に必要な利用を果たした場合には、速やかに加盟店の責任において当該機密情報を破棄または消去等するものとしします。
4. 加盟店は、本規約の履行に必要な範囲内に限り、機密情報を複製または複写できるものとしします。この場合において、加盟店は、機密情報の複製物または複写物についても機密情報と同様に取り扱うものとしします。
5. 加盟店は、機密情報につき漏えい等が生じた場合またはそのおそれがある場合には直ちに当社に報告するものとしします。
6. 当社は、加盟店において機密情報の漏えい等が生じまたは生じたおそれがあると判断した場合には、当該加盟店に対して、機密情報の漏えい等に関する調査および報告を求め、また当社自ら調査することができるものとし、加盟店はこれに応じるものとしします。
7. 本条は、本規約にかかる契約終了後も有効に存続するものとしします。

第 11 条（当社の個人情報の取扱い）

当社は、当社が加盟店から取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等および当社プライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。

第 12 条（知的財産権）

1. 加盟店は、当社から本サービスに関連して提供される一切のプログラム、コンテンツおよび情報に関する財産権が、当社にすべて帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されていることを確認します。
2. 加盟店は、本サービスに関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業秘密を含んでいることを確認します。

第 13 条（本サービスの提供の停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に何らの手続を要することなく当社の判断で、加盟店に対する本サービスの提供を一時的に停止することができるものとし、第 5 条第 1 項に基づく利用者の電子マネーの減算がなされていても、加盟店に対する同条第 2 項の支払を留保できるものとしします。この場合、加盟店は、当社に対し、本条に基づく停止を理由として、損害賠償の請求その他名目のいかなを問わず金銭の請求を行うことはできないものとしします。

- (1) 加盟店が、第 10 条に違反して、機密情報の漏えい等または目的外利用が発生した疑いがあると当社が認めるとき
- (2) 加盟店が第 21 条に定める契約解除事由のいずれかに該当する疑いがあるとき
- (3) 本件取引において電子マネー又はアカウントの不正使用が発生した、または発生し得

る疑いがあるとき

- (4) 警察等の公的機関から当社に本件取引の停止要請が発せられたとき
- (5) 加盟店が1年間以上の期間にわたり、本サービスを利用していないとき
- (6) その他、当社が必要と認めたとき

3. 第1項に基づき停止した本サービスについては、第1項各号の該当事由が解決したものと認められる場合に、当社の判断により提供を再開することができるものとします。

第14条（契約の期間）

本規約に基づく契約の有効期間は、当社と加盟店との間で別途定めるものとします。

第15条（本サービスの中止・中断等）

1. 当社は、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などにより本サービスの提供に必要なシステムの中止または中断の必要があると認めたときは、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中止または中断することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づく本サービスの全部または一部の提供の中止または中断により加盟店に損害が生じた場合であっても責任を負いません。

第16条（譲渡禁止等）

加盟店は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約上の地位、または本規約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

第17条（苦情等の対応）

1. 利用者から当社に対象商品の販売取引の内容等について苦情等の申し出があった場合には、当社は加盟店にその旨を報告することとし、利用者に対する一切の折衝は加盟店がその責任と費用において行うものとします。
2. 利用者から加盟店に本サービスについて苦情等の申し出があったときは、加盟店は当社に申し出内容を報告するものとします。

第18条（調査・報告）

1. 加盟店は、当社が加盟店に対して、加盟店の事業、電子マネーによる決済の利用状況等その他当社が必要と認める事項に関して調査を求めた場合、速やかにこれに応じるものとします。
2. 加盟店は、本規約に抵触する事由が生じた場合またはそのおそれがある場合、速やかに当社にその旨を報告するものとします。

第 19 条（間接加盟店）

1. 間接加盟店は、加盟店との間で本規約に基づく加盟店の義務と同等の内容を遵守する契約を締結することを条件として、加盟店が当社に対して当社所定の届出を行うことにより、加盟店を通じて、対象商品につき、本サービスを利用することができるものとします。但し、当社は届出内容を審査のうえ、間接加盟店を承認しないことがあります。
2. 加盟店は、当社に対し、前項に基づく本件取引につき、間接加盟店と連帯して責任を負うものとします。
3. 間接加盟店が本規約に定める加盟店の義務に違反した場合、当社は当該間接加盟店の対象商品取引について本サービスの提供を中止することができるほか、加盟店の本規約に対する違反とみなして本規約の各条項を適用することができるものとします。この場合、当社が、加盟店に対し、当該違反状態が是正されるまで間接加盟店に対する本サービスに基づく決済を行わないよう指示したときは、加盟店は速やかに当社の指示に従い、間接加盟店に対して必要な処置を講ずるものとします。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び加盟店は、自社、自社の関係会社、自社及び自社の関係会社の役員、自社の役員の配偶者及び二親等以内の血族（以下「役員関係者」といいます。）、自社の役員及び役員関係者により総株主の議決権の過半数が保有されている会社、又は自社の主な株主、もしくは自社の取引先等（以下「自社ら」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
2. 当社及び加盟店は、自らまたは第三者をして、次の各号のいずれの行為も行わないことを相互に確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をする、または暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社又は加盟店は、相手方が前二項各号のいずれかに違反している疑いがあると判断した場合、何らの通知、催告なしに、直ちに違反している疑いがあると判断した相手方との間に存在する一切の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。
4. 前項の場合に該当する違反者は、解除者に対するすべての債務について、当然に期限の利益を失い、解除者に対し直ちに債務全額を現金にて支払わなければならないものとします。
5. 第3項に基づく措置は、解除者による損害賠償の請求を妨げないものとします。

第21条（契約解除）

当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続きを要することなく、本規約にかかる一切の契約を直ちに解除することができるものとします。

- (1) 本規約の規定に違反したとき
- (2) 手形または小切手が不渡りになったとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てを受けたとき、またはこれらを自ら申立てたとき
- (4) 合併、解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡があったとき
- (5) その他加盟店またはその代表者の信用状態に重大な不安が生じ、または加盟店契約を継続しがたい事由が生じたとき
- (6) 前各号の事由が生じるおそれがあると当社が判断したとき

第22条（本サービス終了後の処理）

- 1. 本サービスの利用が終了した場合、加盟店は、その後一切、利用者との間で電子マネーに関する取扱いをしてはならないものとし、当社から加盟店に対して交付された一切の物を当社の指示に従い速やかに当社に返却または破棄するものとします。
- 2. 本サービスの利用が終了した場合、契約終了日までに行われた本件取引は、有効に存続するものとし、加盟店および当社は、当該本件取引を本規約に従い取り扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。

第23条（損害賠償）

本サービスの利用に関して、当社もしくは加盟店の故意または過失により、相手方が損害

を被った場合、損害を与えた当事者は、逸失利益および当事者が予見しうることのできない特別の事情から生じた損害を除き、相手方に生じた通常かつ現実の直接損害について賠償するものとします。

第 24 条（免責）

1. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線もしくは諸設備の故障、その他当社および加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、当社および加盟店は、互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項に掲げる事由その他事由のいかんを問わず、加盟店契約の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、または加盟店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当社および加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。
3. 加盟店と利用者との債権債務関係その他一切の事項およびそれらに基づく加盟店・利用者間の紛議または折衝については、加盟店がその責任と費用において処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 25 条（本規約の変更・廃止）

1. 当社は、必要があると判断した場合には、加盟店の事前の承諾を得ることなく、当社の判断により、本規約をいつでも変更または廃止することができるものとします。
2. 本規約を変更または廃止したときは、加盟店に通知し、または当社所定のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。本規約の変更の効力が生じた後、加盟店が本サービスを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第 26 条（本規約等に定めのない事項）

本規約および当社加盟店間で別途定める契約に定めのない事項について問題が生じた場合、当社および加盟店は、誠実に協議し、解決を図るものとします。

第 27 条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

以上